

# 加古川市都市計画公園・緑地の見直し ガイドライン

加 古 川 市

平成27年1月

## 目 次

1	本市の都市計画公園・緑地の現状.....	1
1)	見直しの背景.....	1
2)	都市計画公園・緑地の見直し.....	1
3)	都市計画公園・緑地の状況.....	2
2	検証対象となる都市計画公園・緑地及び検証の基本的な考え方.....	3
1)	検証の対象となる公園・緑地.....	3
2)	見直し対象の都市計画公園の種類と機能.....	4
3)	基本的な考え方.....	4
3	都市計画公園・緑地の検証について.....	5
1)	検証の手順.....	5
2)	検証結果のとりまとめ.....	7
3)	検証後の手続き等.....	7
4	(検証作業フロー図).....	8

# 1 本市の都市計画公園・緑地の現状

## 1) 見直しの背景

### (1) 全国的な動き

都市計画公園・緑地は、うるおいとやすらぎある景観を形成し、市民の健康増進やレクリエーションの場となり、災害時の避難地や防災空間としての効果、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全の機能を担うなど、安全で快適なまちの構成に必要な都市施設として、多様かつ重要な役割を担っています。また、都市の将来像の実現や都市の構造上必要な公園等の水準を確保するため、都市計画公園・緑地の都市計画決定を行い、整備を推進するものです。

しかしながら、全国的な傾向として、過去に都市計画決定されてきた都市計画公園・緑地の中には、長期にわたり事業が行われずに現在に至っているものがあり、少子超高齢社会の進行や高度成長社会から成熟社会への移行など社会経済情勢の変化を鑑みると、今後も事業化の見込みが立たない状況が懸念されています。また、盛岡訴訟最高裁判決（H17.11.1）で、都市計画決定に伴う地権者への長期間にわたる権利制限について疑問を呈する補足意見が付され、国の都市計画運用指針において、必要性の検証を行い適時適切な見直しを行うことが望ましいという考え方が示される中で、未整備の都市計画公園・緑地の見直しが、全国的なものとなってきています。

### (2) 本市における状況

本市においても、人口の増加による都市の拡大・成長を前提とした時期に、都市計画公園・緑地を決定し、優先度の高いものから順次整備を進め充実を図ってきたところですが、少子超高齢社会の進行などにより扶助的経費の増大による厳しい財政状況が懸念されており、今後は、施設の再整備や維持管理の経費も必要となることや、都市計画決定された区域での宅地開発も進んでおり、用地買収を伴う公園整備については、全国的な傾向と同様に、事業化の目途がたっていないのが現状となっています。

このような中、兵庫県により平成 25 年 8 月に「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）が策定され、県下の市町における長期未着手の都市計画公園・緑地の検証についての、一定の指針が示されました。

本市では、未整備の都市計画公園の見直しを円滑に行うため、加古川市の実情と特性に応じた「加古川市都市計画公園・緑地の見直しガイドライン」の策定を行い、都市計画公園の着実な整備に取り組むことが必要となっています。

## 2) 都市計画公園・緑地の見直し

都市計画公園・緑地の見直しガイドラインは、「加古川市緑の基本計画」に基づき、また、県策定の基本的な考え方を踏まえたものとします。

策定にあたっては、都市計画審議会やパブリックコメントなど専門家や市民意見を聴取した上、その意見を反映させます。

なお、当ガイドラインの策定後は、都市計画公園・緑地の検証を行い、都市計画（廃止、一部廃止）の見直しを進めるとともに、必要な公園については、財政状況も踏まえながら計画的、効率的な整備を進めます。

### 3) 都市計画公園・緑地の状況

本市の都市計画公園は75箇所、227.54haが決定されています。このうち、供用済みは60箇所、116.17ha、事業中又は暫定供用済みは2.02ha、未着手は109.35haとなっています。

また、都市計画緑地は1箇所、357.3haが決定されています。このうち、供用済みは、53.5ha、となっています。

(平成26年3月31日現在)

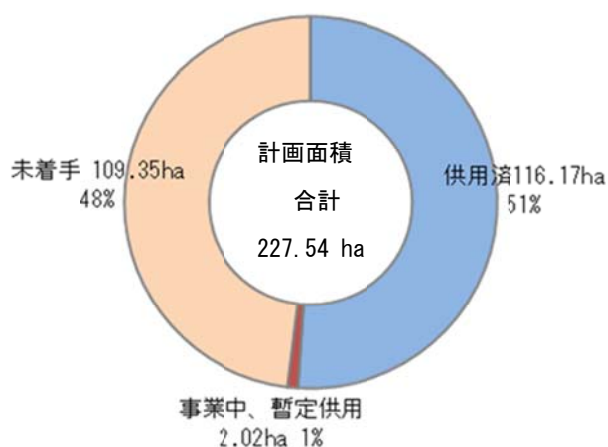
表一 都市計画公園・緑地の整備状況

H26.3.31現在

種 別	都市計画決定		整 備 済			
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	整備率 (%)	
住区基幹公園	街区公園	60	11.94	52	10.77	90.2
	近隣公園	7	9.50	5	7.00	73.7
	地区公園	0	0.00	0	0	0
(小計)	67	21.44	57	17.77	82.8	
都市基幹公園	総合公園	4	90.30	1	65.30	72.3
	運動公園	1	32.70	0	12.80	39.1
(小計)	5	123.00	1	78.10	63.5	
特殊公園	風致公園	2	10.10	2	10.10	100.0
	墓園	1	73.0	0	10.20	14.0
(小計)	3	83.10	2	20.30	24.4	
計	75	227.54	60	116.17	51.0	
緑地	1	357.3	0	53.5	14.9	
合 計	76	584.84	60	169.67	29.0	

都市計画公園の整備状況図

■供用済 ■事業中、暫定供用 ■未着手



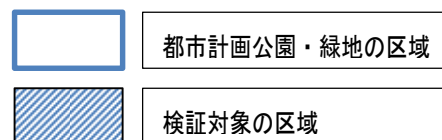
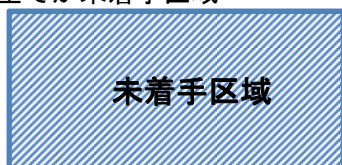
## 2 検証対象となる都市計画公園・緑地及び検証の基本的な考え方

### 1) 検証の対象となる公園・緑地

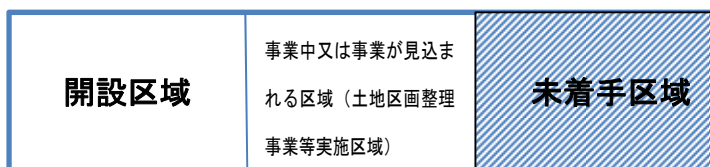
未整備の都市計画公園・緑地のうち、事業に着手していない区域を検証の対象区域とします。  
 なお、土地区画整理事業等の実施による公園整備が見込まれる区域や加古川河川敷緑地の水面部分は、対象としません。

#### ■検証の対象区域の考え方

##### ① 全てが未着手区域



##### ② 一部が未着手区域



#### ■検証対象の公園・緑地一覧表

対象	公園名（種類）	都市計画決定	計画面積	供用面積	備考
○	日岡山公園（総合）	H13.10.23 県告示第 1302 号	37.7	35.8	
○	尾上公園（総合）	S63.12.13 県告示第 1804 号	11.5	3.1	
○	権現総合公園（総合）	H5.12.24 県告示第 1857 号	25.2	10.5	山林部未供用
○	北野公園（近隣）	H4.10.13 市告示第 112 号	2.6	1.1	水面部未供用
	坂元野口公園（近隣）	H13.7.27 市告示第 175 号	1.0	0	坂元野口区画整理（暫定整備済）
○	長砂公園（街区）	S58.12.5 市告示第 81 号	0.15	0.14	一部未供用
	八反長通公園（街区）	S61.7.14 市告示第 114 号	0.29	0	供用予定
○	南粟津公園（街区）	S58.12.5 市告示第 81 号	0.14	0	
	加古川駅北第 1 公園（街区）	H2.12.28 市告示第 157 号	0.12	0	加古川駅北街区画整理（事業中）
	加古川駅北第 2 公園（街区）	H2.12.28 市告示第 157 号	0.14	0	加古川駅北街区画整理（事業中）
	加古川駅北第 3 公園（街区）	H2.12.28 市告示第 157 号	0.15	0	加古川駅北街区画整理（事業中）
	加古川駅北第 4 公園（街区）	H2.12.28 市告示第 157 号	0.1	0	加古川駅北街区画整理（事業中）
	加古川駅北第 5 公園（街区）	H2.12.28 市告示第 157 号	0.22	0	加古川駅北街区画整理（事業中）
○	日光山墓園（特殊）	H5.12.24 県告示第 1856 号	73	10.2	山林部未供用
○	加古川運動公園（運動）	H3.3.8 県告示第 396 号	32.7	12.8	山林部未供用
	加古川河川敷緑地（緑地）	S48.9.28 県告示第 1559 号	357.3	53.5	水面部未供用

※未整備の公園・緑地（一部区域において供用済の公園を含む）

## 2) 見直し対象の都市計画公園の種類と機能

種類	種別	機能
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	市民全体の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	市民全体の運動に利用することを目的とする公園で、1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園		風致公園、墓園等の特殊な公園。

## 3) 基本的な考え方

平成25年8月兵庫県策定の「都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方」を踏まえるとともに、公共施設緑地や民間施設緑地、その他のオープンスペースなど既存の都市資源の評価・活用や地域の実情、市の財政状況等を考慮し、次の基本方針に基づき、都市計画公園・緑地の検証を進めます。

### 基本方針

- ① 対象となる未着手公園・緑地について、都市計画の決定内容や上位計画の位置づけ等を整理したうえで、その必要性、代替性、実現性等の検証を行う。
- ② 検証の結果、必要とされる機能がない又は必要とされる機能を満たす代替手法がある、のいずれかに該当する公園・緑地は、「廃止」「一部廃止」の候補とし、地域における説明を行い、合意形成を目指す。
- ③ また、必要とされる機能があり、かつ、その機能を満たす代替手法はないものの計画の実現が困難な公園・緑地については、個々の公園・緑地の実情と特性や地域の状況等に応じた検証を行い、「存続」または、「廃止」「一部廃止」の候補を判断し、「廃止」「一部廃止」の候補については、地域における説明を行い、合意形成を目指す。
- ④ 「廃止」「一部廃止」に当たっては、必要に応じて上位計画等との整合を図ることとするが、その際、新たに都市計画公園・緑地が必要となる場合は、事業化の見込み等に留意しつつ、適切に都市計画手続きを進める。

### 3 都市計画公園・緑地の検証について

#### 1) 検証の手順

次に示す5つのステップにより検証を行います。

##### ① ステップ1：現況把握

対象公園・緑地について、都市計画（変更）図書を基に位置、計画区域、面積、及び目的等決定当時の考え方を整理するとともに、上位計画における位置付けを確認します。

##### (1) 都市計画決定内容の整理

都市計画決定年月日、区域面積、整備状況、土地利用規制、決定状況の経緯等

##### (2) 上位計画等の整理

総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、地域防災計画等

##### (3) 地域の状況の整理

誘致圏域の人口、市街地形成等の状況、その他の公園、社寺等オープンスペースの状況等

##### ② ステップ2：必要性の検証

都市計画公園・緑地は、街区公園など身近な住民が利用するものから、総合公園など市民全体が利用するものがあり、その目的、機能等が異なることから、住区基幹公園と都市基幹公園等に分類し、それぞれの視点に基づき、必要性の検証を実施します。

区分	検証の視点										
住区基幹公園	身近な緑地として、地域に一定以上配置されるべき公園であり、周辺の緑の配置や総量を確認したうえで、環境保全、景観形成、健康・レクリエーション、防災の観点から、住区基幹公園として持つべき機能を検証します。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検証機能</th> <th>必要性の観点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動の吸収帯としての必要性</li> <li>・ヒートアイランド防止としての必要性</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>防災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所としての必要性</li> <li>・延焼防止や消防活動地としての必要性</li> <li>・調整池としての必要性</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>景観形成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の緑を補うものとしての必要性</li> <li>・都市空間の確保としての必要性</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>健康・レクリエーション</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ場としての必要性</li> <li>・子供の健全な育成を目的としての必要性</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	検証機能	必要性の観点	環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動の吸収帯としての必要性</li> <li>・ヒートアイランド防止としての必要性</li> </ul>	防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所としての必要性</li> <li>・延焼防止や消防活動地としての必要性</li> <li>・調整池としての必要性</li> </ul>	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の緑を補うものとしての必要性</li> <li>・都市空間の確保としての必要性</li> </ul>	健康・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ場としての必要性</li> <li>・子供の健全な育成を目的としての必要性</li> </ul>
	検証機能	必要性の観点									
	環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動の吸収帯としての必要性</li> <li>・ヒートアイランド防止としての必要性</li> </ul>									
	防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所としての必要性</li> <li>・延焼防止や消防活動地としての必要性</li> <li>・調整池としての必要性</li> </ul>									
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の緑を補うものとしての必要性</li> <li>・都市空間の確保としての必要性</li> </ul>										
健康・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ場としての必要性</li> <li>・子供の健全な育成を目的としての必要性</li> </ul>										
都市基幹公園等	それぞれの公園・緑地の都市計画決定（変更）時と現在の状況を比較し、必要とされた機能の変化を確認するとともに、上位計画における位置づけ、社会情勢を踏まえた本市の将来像の実現、新たな機能について、その必要性を検証します。										

③ ステップ3：代替性の検証

ステップ2の結果、必要性があるとされたものについて、必要とされる機能の代替手法の有無を検証します。

区分	検証の視点										
住区基幹公園	<p>住区基幹公園では、利用が想定される距離範囲の中に、住区基幹公園の機能の代替性について、その有無を検証します。</p> <p>□代替性の検証の観点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検証機能</th> <th>代替性の観点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動の吸収帯としての代替性</li> <li>・ヒートアイランド防止としての代替性</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>防災</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所としての代替性</li> <li>・延焼防止や消防活動地としての代替性</li> <li>・調整池としての代替性</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>景観形成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の緑を補うものとしての代替性</li> <li>・都市空間の確保としての代替性</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>健康・レクリエーション</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ場としての代替性</li> <li>・子供の健全な育成を目的としての代替性</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	検証機能	代替性の観点	環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動の吸収帯としての代替性</li> <li>・ヒートアイランド防止としての代替性</li> </ul>	防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所としての代替性</li> <li>・延焼防止や消防活動地としての代替性</li> <li>・調整池としての代替性</li> </ul>	景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の緑を補うものとしての代替性</li> <li>・都市空間の確保としての代替性</li> </ul>	健康・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ場としての代替性</li> <li>・子供の健全な育成を目的としての代替性</li> </ul>
検証機能	代替性の観点										
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動の吸収帯としての代替性</li> <li>・ヒートアイランド防止としての代替性</li> </ul>										
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所としての代替性</li> <li>・延焼防止や消防活動地としての代替性</li> <li>・調整池としての代替性</li> </ul>										
景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域の緑を補うものとしての代替性</li> <li>・都市空間の確保としての代替性</li> </ul>										
健康・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のコミュニティ場としての代替性</li> <li>・子供の健全な育成を目的としての代替性</li> </ul>										
都市基幹公園等	<p>それぞれの公園・緑地の都市計画決定（変更）時と現在の状況を比較し、必要とされた機能の変化を確認するとともに、上位計画における位置づけ、社会情勢を踏まえた本市の将来像の実現、新たな機能について、その代替性を検証します。</p>										

④ ステップ4：実現性の検証

住民の理解や市の財政状況を踏まえ、概ね20年以内に事業が見込めるかどうかを検証します。

検証項目	実現性の観点
住民の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地の取得状況から見た実現性</li> <li>・区域内建築物の状況から見た実現性</li> </ul>
市の財政状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用地の取得コストから見た実現性</li> <li>・周辺街区の形成状況から見た実現性</li> </ul>



## ⑤ ステップ5：地域固有要素の検証

住民ニーズ、都市計画制限の影響、市施策の優先度などの個々の実情に応じた要素により検証します。

検証項目	地域固有要素の観点
住民ニーズ	・ 地元要望の状況 ・ 地元協定等の状況
都市計画制限の影響	・ 他法令による土地利用制限の状況 ・ 民有地への権利制限の状況
市施策としての優先度	・ 市関係事業を推進する上での優先度
その他	・ 都市基盤等の課題

## 2) 検証結果のとりまとめ

ステップ1～ステップ5まで検証を行い、その結果を基に、「存続」または、「廃止」「一部廃止」の候補とする都市計画公園・緑地を整理する。

(例)

公園名(種類)	検証結果	備考
〇〇公園(総合)	存続	
□□公園(近隣)	一部廃止	
△△公園(街区)	存続	
▽▽公園(街区)	廃止	

## 3) 検証後の手続き等

### ① 上位計画等への反映

「廃止」「一部廃止」候補が含まれる公園・緑地に関する上位計画等については、その必要性を整理し、上位計画等の改定時期など、適切な時期に反映を行うものとする。

### ② 都市計画の手続き

「廃止」「一部廃止」候補について、廃止後の利用方針を含めた地域との合意形成を図り、都市計画手続きを進めるものとする。

### ③ 検証のフォローアップ

「存続」としたものについて、その事業計画が示されるまでの間、定期的な検証を実施する。

#### 4 (検証作業フロー図)

